

雇用形態選択通知書

平成 年 月 日

〔任命責任者職氏名〕

〔所属〕

〔職名〕

〔氏名コード〕

〔氏名〕

印

殿

雇用形態及び勤務地の選択

雇用形態区分から1つ選択し、選択欄に を記入願います。

退職・再雇用型を選択した場合は、勤務地区分のいずれかの選択欄に具体的な府・県名を記入願います。

雇用形態		勤務地		概 要
区 分	選択欄	区 分	選択欄	
退職・再雇用型		1 現勤務府県	()	・ 再雇用先会社の社員として、60歳定年制により雇用されることを前提にNTT西日本を退職することになります。 再雇用先会社は、選択した勤務地により定められることとなり、後日会社から辞職承認と再雇用先会社名及び勤務府県を明示した通知書を交付します。 ・ 再雇用先会社を60歳定年退職後は、契約社員Aとして、再雇用先会社もしくは株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト、株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティ ビジネスアソシエ西日本において、65歳まで雇用されます。 (1年毎の雇用更新) ・ 勤務地は、原則同一府・県内の事業所になります。
		2 初期配属府県	()	
		3 その他	()	
60歳満了型		/		・ 社員就業規則第73条に基づき、60歳定年年齢まで雇用されます。 ・ 社員就業規則第60条(転用、配置換等)に基づき、全国の事業所(本社等)において、勤務事業所を変更され、または、社員就業規則第61条(出向)に基づき、再雇用先会社及び株式会社エヌ・ティ・ティ マーケティングアクト、株式会社エヌ・ティ・ティ ネオメイト、株式会社エヌ・ティ・ティ ビジネスアソシエ西日本以外のグループ会社へ出向させられることがあります。 ・ 60歳超えの再雇用はありません。

1 退職時に勤務している支店等(再雇用先会社以外への出向者は出向前に勤務していた支店等)が所在する府・県

2 入社後に初期配属された組織が対応する府・県

3 採用旧支社管内の府・県

退職・再雇用型を選択した場合の辞職願及び再雇用先会社での雇用を前提とした辞職承認

退職・再雇用型を選択する方は、本通知書をもって辞職願に代えることとし、後日会社から辞職承認と会社名及び勤務府県を明示した通知書を交付します。なお、辞職承認後の本通知書の撤回は行えません。

退職・再雇用型を選択した場合の退職日について

退職日は当該年度の3月31日としますが休職・休暇(長期)を取得し、当該退職日までに復職・復帰できない場合は、休職・休暇(延伸した場合は、延伸後の休職・休暇)事由が解消された後、速やかに退職日を定め、その翌日で再雇用先会社において再雇用されることとなります。ただし、辞職承認通知書を交付後、退職日までの間で次の事由の一に該当することとなった場合は、辞職承認は取り消されます。

() 刑事休職事由(社員就業規則第65条)に該当する場合、() 懲戒解雇または諭旨解雇事由(社員就業規則第77条(1)、(2))に該当する場合、() 普通解雇事由(社員就業規則第72条)に該当する場合、() 議員休職期間満了または国会議員などの就任(社員就業規則第71条(2)、(3)、(4))による退職事由に該当する場合

その他

本通知書の雇用形態の選択欄に が ない場合、並びに、本通知書の提出が期限までにない場合は、「60歳満了型」を選択したものとみなします。

本通知書の勤務地の選択欄に具体的な府・県名が ない場合は現勤務府県を選択したものとみなします。